

令和2年1月31日

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会の開催について

1. 開催趣旨

取引の公正、購入者等が受けることのある損害の防止を図ることによる消費者の利益の保護を目的とした特定商取引法は、これまでも累次にわたる改正が行われてきた。

しかしながら、社会の高齢化やデジタル化の進展により、消費者の脆弱性^{ぜいじゃく}につけ込む形で悪質商法が後を絶たない状況にあることから、特定商取引法及び預託法について、新たな問題への対応及び現在の法執行の状況を踏まえ、法制度の在り方について検討を行うため、消費者庁において、「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を開催する（委員等は別紙のとおり）。

2. 主な検討事項

(1) 消費者の脆弱性^{ぜいじゃく}を狙った悪質商法への対策強化

消費者の脆弱性^{ぜいじゃく}につけ込む悪質商法に対して、法執行の強化・迅速化のための検討を行う。具体的には、消費者庁等の行う行政処分の迅速化に資するための規定の検討を行うとともに、悪質ないわゆる「販売預託商法」について、多くの消費者被害が発生していることを踏まえて、特定商取引法及び預託法の観点から検討を行う。加えて、特定商取引法について、過去の法改正により導入された各種規定に関する法執行の運用状況も踏まえて、法執行の強化・迅速化の観点から検討を行う。

(2) 経済のデジタル化・国際化に対応したルールの整備

経済のデジタル化・国際化が進む中、デジタル・プラットフォームの成長に併せて、電子商取引が拡大し、また、越境取引も増加している状況下において、特定商取引法上の規定が時代に合ったものとなっているかについて検討を行う。この際、同時期に開催されている「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」とも連携して検討を行う。

3. スケジュール

令和2年2月中に第1回を消費者庁において開催し、論点の整理等を行った上で、令和2年夏までを目途に一定の結論を得る。

4. 事務局

検討委員会の庶務は、消費者庁取引対策課において処理する。

5. 備考

議事要旨及び検討委員会における配布資料は、原則として、各回の会議終了後、速やかに消費者庁ウェブサイトに掲載する。

【本件に関する問合せ先】

消費者庁取引対策課 武田（TEL:03-3507-9210）

URL: <https://www.caa.go.jp/>